

第6章

第1号被保険者保険料の見込み

- 1 介護保険料算出の流れ
- 2 第1号被保険者保険料の段階設定及び保険料
- 3 第7期介護保険料の算定
- 4 本計画期間における第1号被保険者保険料
- 5 平成37年度の保険料試算

1 介護保険料算出の流れ

(1) 介護保険料の算出フロー

65歳以上の方の介護保険料は、構成市の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

構成市で必要な
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の
負担分 23%

÷

構成市に住む
65歳以上の方の人数

=

本組合の 平成30年度から平成32年度の基準額

まず、保険料収納必要額を算出する必要があり、その手順は次のとおりです。

保険料収納必要額

=

第1号被保険者
負担分相当額 (23%)

+

調整交付金
相当額 (5%)

- 調整交付金見込額

+

財政安定化基金拠出金

+

財政安定化基金
償還金

+

市町村特別給付

-

準備基金取崩額

-

財政安定化基金取崩額

保険料収納必要額を基にした第1号被保険者の保険料基準月額の算出は、次のとおりです。

保険料基準月額

=

保険料収納必要額

÷

予定保険料収納率

÷

被保険者数の合計

÷

12箇月

※所得段階別加入割合補正後の数

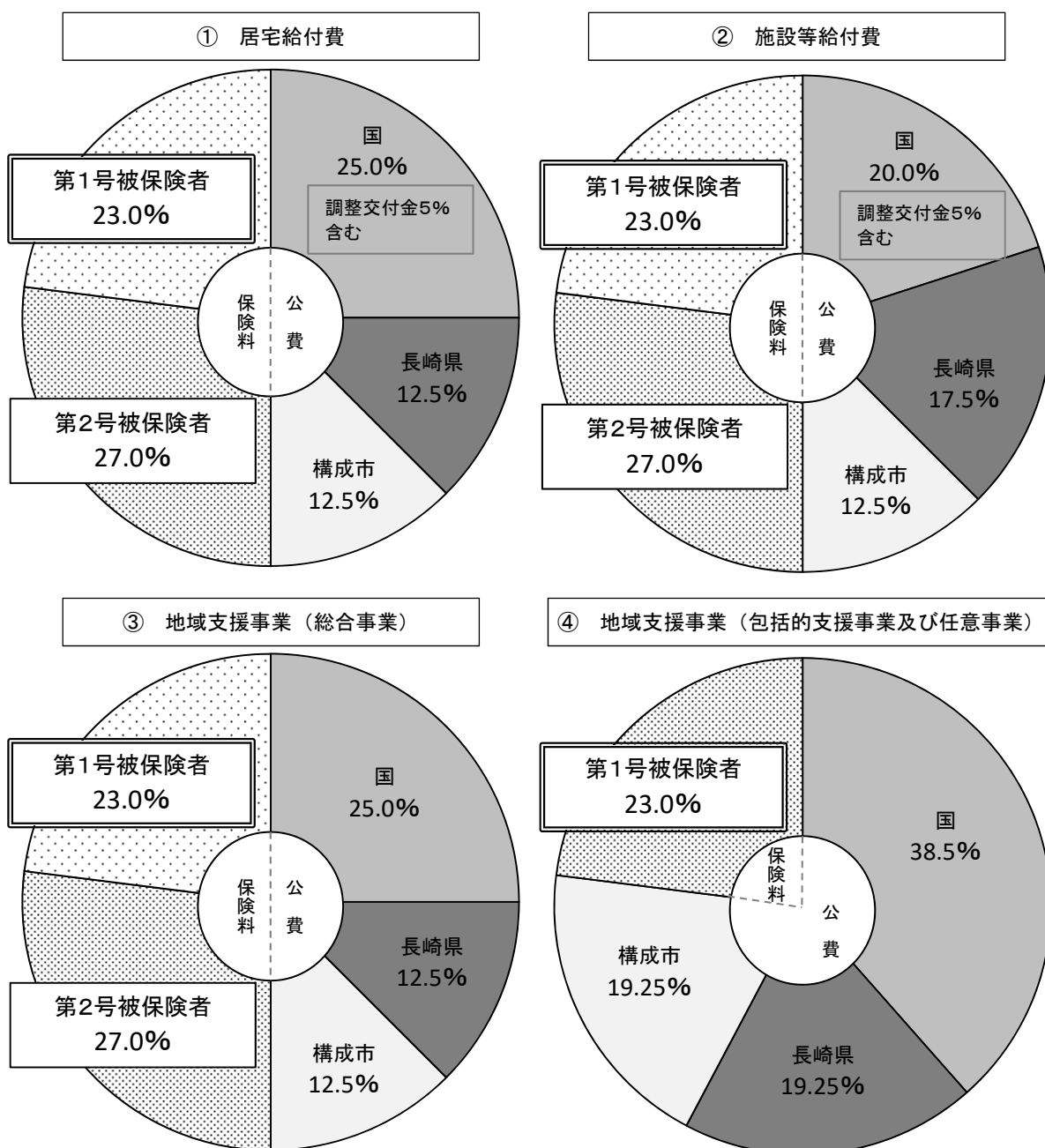
(2) 第1号被保険者の負担割合

介護サービス総給付費については、1割の利用者負担（一定以上所得者は2割または3割）を除いた給付費の半分を公費、残りの半分を保険料でまかないます。保険料については、第1号被保険者（65歳以上高齢者）と第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の負担が同じ水準となるよう負担割合が定められており、それぞれの人口比で按分されます。

※介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）

第1号被保険者の負担割合は、第6期計画期間では22%でしたが、人口構造の変化に対応するため、本計画期間では23%に改められました。

■介護保険の財源構造



2 第1号被保険者保険料の段階設定及び保険料

本計画における保険料設定の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 低所得者の保険料軽減強化

低所得者（市民税非課税世帯）の第1号保険料軽減強化については、国において平成27年4月より低所得者の保険料軽減を第1段階の方を対象に実施されており、現行の取組みを継続することとしています。

(2) 保険料所得段階の見直し

第7期計画における第5段階以下の非課税層については、第6期計画と同様、国の基準どおりとします。

第6段階以上の本人課税層にあつては、第6期計画における各段階設定どおりの境界所得及び負担割合を継続することで、高所得者の公平かつ適正な負担とします。

(3) 低所得者等への配慮

従来から、火災などの災害や、農作物の自然災害、生計中心者の病気・失業などにより、著しく収入が減少した場合に実施する法定減免とは別に、低所得者へ本組合独自の基準を定めて実施する独自減免を実施してきました。

本計画期間についても、これを継続するとともに、適切に取り扱っていきます。

(4) 介護給付費準備基金の活用

第6期計画までに発生した保険料の剰余金については、国の方針として、現在の被保険者へ還元する趣旨からも、積極的な取り崩しを求められていることから、大規模災害やその他不測の事態に備えるため最低限必要と認める額を除いて、本計画期間の保険料上昇の抑制のために相当額を充当します。

介護給付費準備基金取崩額	600,000,000 円
--------------	---------------

※ 平成29年度末の見込額 732,059 千円の 82.0%

3 第7期介護保険料の算定

平成30年度から平成32年度の3箇年間の介護保険事業費を、次のとおり見込みます。

(単位：千円)

支出区分	本計画	第6期計画	比較
保険給付費	51,469,215	49,371,446	2,097,769
地域支援事業費	2,700,000	1,500,000	1,200,000
合計	54,169,215	50,871,446	3,297,769

《保険給付費》

(単位：千円)

区 分	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保険給付費	51,469,215	16,732,680	17,187,775	17,548,760
総給付費（調整後）	48,335,415	15,688,080	16,143,175	16,504,160
総給付費（P56参照）	47,772,730	15,691,965	15,957,588	16,123,177
うち報酬改定影響額 （0.54%）	395,456	124,043	135,074	136,339
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	▲15,762	▲3,885	▲5,904	▲5,973
消費税率等の見直しを勘案した影響額※	578,447	0	191,491	386,956
消費税（8%→10%）	96,408		31,915	64,493
処遇改善	482,039		159,576	322,463
特定入所者介護サービス費等給付額	1,920,000	640,000	640,000	640,000
高額介護サービス費等給付額	1,020,000	340,000	340,000	340,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	150,000	50,000	50,000	50,000
算定対象審査支払手数料	43,800	14,600	14,600	14,600

《地域支援事業費》

(単位：千円)

区 分	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域支援事業費	2,700,000	900,000	900,000	900,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,800,000	600,000	600,000	600,000
包括的支援事業・任意事業費	900,000	300,000	300,000	300,000

(1) 第1号被保険者（65歳以上）が負担すべき金額（3年間）

保険給付費＋地域支援事業費	A	54,169,215千円
調整交付金影響額	B	1,731,379千円
準備基金取崩額	C	600,000千円
第1号被保険者保険料収納必要額	$A \times 23\% - B - C$	10,127,540千円

(2) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料年額、月額

第1号被保険者保険料収納必要額	A	10,127,540千円
予定保険料収納率	B	98.00%
第1号被保険者数 （所得段階別加入割合補正後）	C	132,490人
保険料基準額（年額）	$D = A \div B \div C$	78,000円
保険料基準額（月額）	$D \div 12$ 月	6,500円

4 本計画期間における第1号被保険者保険料

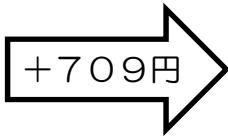
「2 第1号被保険者保険料の段階設定及び保険料」及び「3 第7期介護保険料の算定」を踏まえ、本計画期間における第1号被保険者保険料の所得段階、負担割合及び年間保険料等を見込みます。

(1) 第6期と第7期の所得段階比較

所得段階	要件（略）	割合	第6期年額	第7期年額 (影響額)
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.45	31,300	35,100 (3,800)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	52,100	58,500 (6,400)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	0.75	52,100	58,500 (6,400)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	62,600	70,200 (7,600)
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の方	1.00	69,500	78,000 (8,500)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	83,400	93,600 (10,200)
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.30	90,400	101,400 (11,000)
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	104,300	117,000 (12,700)
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.55	107,700	120,900 (13,200)
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.70	118,200	132,600 (14,400)

(単位：円)

(1) 第7期介護保険事業計画期間における第1号被保険者保険料

≪第6期≫ 基準月額	5,791円		≪第7期≫ 基準月額	6,500円
---------------	--------	---	---------------	--------

(単位：円)

所得段階	対象者	負担割合	年間保険料	基準月額
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.45	35,100	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	58,500	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	0.75	58,500	
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	70,200	
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の方	1.00	78,000	6,500
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	93,600	
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.30	101,400	
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	117,000	
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.55	120,900	
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.70	132,600	

5 平成37年度の保険料試算

支出区分		2025年度
保険給付費＋地域支援事業費	A	18,957,086千円
第1号被保険者負担割合	B	25%
調整交付金影響額	C	289,185千円
準備基金取崩額	D	200,000千円
第1号被保険者保険料収納必要額 (A×B-C-D)	E	4,250,087千円
予定保険料収納率 (%)	F	98.00%
第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	G	43,640人
保険料基準額 (年額) (H=E÷F÷G)	H	99,377円
保険料基準額 (月額) (H÷12月)		8,281円

